

後期高齢者医療制度のお知らせ

問合先 市民課医療年金グループ ☎84-5005

三重県後期高齢者医療広域連合 ☎059-221-6883

令和8年8月から、1カ月に支払った医療費が一定額を超えた場合にその分が払い戻される高額療養費制度が見直されました。

今回の見直しのポイント

▷「年間上限」の新設：月ごとの自己負担限度額の見直しに加え、新たに1年間（8月～翌年7月）の自己負担額に上限が設けられました。

▷「多数回該当」の据え置き：長期療養者への配慮として、多数回該当の限度額は据え置きされています（直近12カ月以内に3回以上、上限に達した場合は、4回目から適用）。

令和8年8月1日から令和9年7月31日の自己負担限度額

8月から翌年7月までの1年間に医療機関で支払った医療費（月ごとの高額療養費支給分および外来年間合算支給分を除いた額）の合計が下表の年間上限額を超えた場合、超えた分の払い戻しを受けられます。

所得区分		世帯合算(外来と入院)		年間上限額
		個人(外来)		
現役並み所得者	Ⅲ	270,300円＋(医療費－901,000円)×1% 【多数回該当140,100円】		1,680,000円
	Ⅱ	179,100円＋(医療費－597,000円)×1% 【多数回該当93,000円】		1,110,000円
	Ⅰ	85,800円＋(医療費－286,000円)×1% 【多数回該当44,400円】		530,000円
一般	Ⅱ	22,000円	【年間上限】 61,500円	530,000円
	Ⅰ	216,000円	【多数回該当44,400円】	410,000円
低所得	Ⅱ	11,000円	【年間上限】 25,700円 【多数回該当24,600円】	290,000円
	Ⅰ	8,000円	15,700円	180,000円

※令和9年8月からは、所得に応じた公平な負担の観点から「所得区分の細分化」を行う予定です。

信用保証料補給事業のご案内

問合先 商工観光課商工業振興グループ ☎84-5049

市では、中東情勢の変化や物価高騰などの影響により、事業活動に著しい支障が出ている中小企業者・小規模事業者の事業継続を支援するため、融資を受けた際に三重県信用保証協会に支払った信用保証料を補給します。

※この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」を活用しています。

対象 次のすべてに該当する中小企業者・小規模事業者

① 次のいずれかの融資を受けた人

▷ 三重県小規模事業資金融資要綱に基づく融資

▷ 三重県リフレッシュ資金融資要綱（中東情勢・物価高騰等対応）に基づく融資

※両方の融資を受けた人はそれぞれ申請できます。

② 三重県信用保証協会の保証を受けた人

③ 市内に主たる事務所または営業所を有する人

補助額 三重県信用保証協会が定める保証料の全額（100円未満切り捨て、上限30万円）

※制度の詳細や必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期限 令和9年3月31日



小規模事業資金融資
を受けた人はこちら



リフレッシュ資金融資
を受けた人はこちら